

## 「神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準」の一部改正の概要

### 1 概要

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和7年文部科学省令第21号）が施行され、専修学校設置基準が一部改正（令和8年4月1日施行）されることに伴い、神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準の一部を改正する。

### 2 改正の内容

専修学校専門課程の在籍者の呼称を「学生」とすること、学生が修得した単位数により全課程の修了を認定することなどに伴い、所要の改正を行う。

### 3 施行期日

令和8年4月1日